

産地・品種・産年表示等に関する関係者意見一覧

No.	業者種類	農産物検査法によらない品種・産年表示の証明方法について	未検査米を含めた品種・産年表示の義務化について	複数原料米の都道府県等産地表示の義務化について
1	米穀卸売業者	<p>○農産物検査に代わる第三者機関の証明についてはどこでも構わないが、しっかりした担保が取れないと困る。</p> <p>○担保がないと消費者から問われた場合など説明しにくい。</p> <p>○米は伝票等の情報だけでは不安。やはり農産物検査の検査証明が必要である。</p>	<p>○どこの誰が生産したのかわからないような未検査米は、担保が取れないので大変困る。</p>	<p>○原料玄米の産地の切替えがあるため、包材が煩雑化する。</p>
2	米穀卸売業者	<p>○農産物検査法に基づく表示が基本と考える。</p>	<p>○未検査米を取扱っていないので、特に考えていない。</p> <p>○伝票等に記載されている産地・産年・品種などの情報のみを信じるのは不安がある。やはり紙袋やフレコンを一目見てわかる情報が必要。</p>	<p>○原料玄米の産地の切替えによる、包材の煩雑化。</p>
3	米穀卸売業者	<p>○農産物検査法以外は考えられない。農産物検査法の等級により米の値段が決められる。これがなくなると仕入れ時の品質を確認することができなくなり混乱する。</p>	<p>○特になし。現在、未検査米を取り扱っていない。これからも使用しないと思う。関心がない。</p>	<p>○頻繁に原料が変わるものがあるためコスト的に問題がある。</p> <p>○当社は全て表示している。</p>
4	米穀卸売業者	<p>○農産物検査法を義務にして欲しい。</p>	<p>○品種及び産年はお客様との関係でとても大事な要素。</p>	<p>○問い合わせで対応している。</p>
5	米穀卸売業者	<p>○業務用であれば相対取引でできるが、表示をするには農産物検査法のように第三者からの認証が必要。</p>	<p>○当社では、詳細な産地をHPで一部公表しているので、店頭に表示するなど米袋以外に任意に表示すればいいのではないかと。</p>	<p>○時期によって産地等を切替えるし、企業秘密なので表示することは難しい。</p> <p>○複数原料米は、産地・品種を表示しないほうがいい。</p>
6	米穀卸売業者	<p>○農産物検査法に基づく表示が基本となるが、第三者の証明が可能であればそれでも構わない。(担保があれば農産物検査法にこだわらない)</p>	<p>○未検査米は、取扱わないので、関心がない。</p> <p>○義務化した場合、シール対応はしたくない。</p>	<p>○産地の切替えによる、包材の切替えが煩雑でミスがしやすい。売り場についてもPOP等の切替えが煩雑になる。</p> <p>○通年で使える原料玄米があれば記載可能。</p>

産地・品種・産年表示等に関する関係者意見一覧

NO.	業者種類	農産物検査法によらない品種・産年表示の証明方法について	未検査米を含めた品種・産年表示の義務化について	複数原料米の都道府県等産地表示の義務化について
7	米穀小売業者	<p>○生産者を疑うわけではないが、伝票等に記載されている産地・産年・品種などの情報だけでは不安。</p> <p>○農産物検査の検査証明のように紙袋やフレコンを一目見てわかる情報が絶対に必要。</p> <p>○第三者機関の証明については、きちんと米の知識がある人が見て証明したものならいいが、全くの素人の証明ならば必要ない。</p> <p>○農産物検査法で証明されている等級と中身については、一致していると思う。ただ、県によっては多少検査が甘い感じがする。JAは、全体的に厳しいので安心して購入できる。</p>	<p>○未検査米は、使わない。農産物検査で証明を受けたものしか使わない。</p> <p>○まじめに米を栽培している生産者は、高く売するために調整し農産物検査を受検されている。出所がはっきりしている米は、購入する方も安心である。</p>	<p>○通年で、同一の原料玄米を使えない。取引先の要望もある。</p>
8	米穀小売業者	<p>○第三者認証がないと難しいので、今まで通りで十分と考えている。</p>	<p>○義務化となると、産地・品種等がたくさんあるため、米袋を揃えられない。</p>	<p>○農協がしっかりしていれば、出所が確かです。トレサできる。</p> <p>○ブレンド米は、競争の中で米屋が独自でバランスを考えてブレンドしたものであり、そのノウハウを公開することになる。</p>
9	米穀加工業者	<p>○農産物検査法に基づく表示が基本となるが、第三者の証明が可能であれば構わない。(担保があれば農産物検査法にこだわらない)</p>	-----	<p>○複数原料米の産地は2~3ヶ月で原料が変わるので、都道府県名を表示することは不可能である。できるとすれば、HP掲載なら可能だが、そのために人員が必要であるし、店頭での売れ具合によりどの段階でHPを更新するのが難しい。</p>
10	米穀加工業者	<p>○農産物検査法に基づく表示が基本となるが、第三者の証明が可能であれば構わない。(担保があれば農産物検査法にこだわらない)</p> <p>○農産物検査法に関しては、中身と外の等級は一致していると考えている。</p>	-----	<p>○原料玄米の産地切替えがあるため改正しなくてもよい。義務化することについては、無駄に最終とう精業者に負担がかかるので反対である。</p>
11	米穀加工業者	-----	<p>○農協から未検査米を購入する場合には、産地に関する証明書を添付させ、産地を確認。米菓・味噌原料用でも都道府県等産地の情報提供を求められる場合が増えている。</p>	-----

産地・品種・産年表示等に関する関係者意見一覧

NO.	団体名	農産物検査法によらない品種・産年表示の証明方法について	未検査米を含めた品種・産年表示の義務化について	複数原料米の都道府県等産地表示の義務化について
12	全国米穀販売事業共済協同組合	<p>産地、産年及び品種の表示根拠を取引当事者の申告のみに委ねることは、次のような米穀とその流通の特性から、不正な表示を拡大させ、米穀の品質表示全体に対する消費者の信頼を損ねる事態となるので、反対である。</p> <p>① 米穀は全国で生産され、かつ、年間を通して流通する中で、取引当事者が産地、産年及び品種の違いを目視のみで判定することは極めて困難である。</p> <p>② 産地、産年又は品種の違いによる取引価格の格差が一般の農産物に比べ大きい。</p>	<p>複数原料米等で産地、産年又は品種を敢えて表示しないのは、</p> <p>①産地、産年又は品種に頼らずに、自社のブランド力、商品そのものの価格・品質を訴求する場合</p> <p>②商品の価格・品質・食味を一定に保つ上で原料構成を変更する公算が大きい場合</p> <p>が一般的である。</p> <p>産地、産年及び品種の表示義務化は、こうした企業の商品政策の自由度を狭めることとなり、必ずしも消費者の利益につながるとはいえないので、反対である。</p> <p>なお、産地、品種及び産年を表示しない商品は、販売される米穀商品の極一部にすぎず、このことによって消費者の商品選択の幅を著しく狭めているとは必ずしもいえない。</p>	
13	日本米穀小売商業組合連合会			<p>品種銘柄及び産年については消費者保護という観点から従来どおり農産物検査に基づく検査証明を担保にされたい。</p> <p>表示制度を実際に実施するのは米穀販売業者です。表示制度を改正するたびに米袋の変更など利益がなかなか出ない中でコストを負担しています。改正する場合は、根本から表示制度を見直し末長く使える表示制度にしていきたいと思います。また、見直しを行う場合は、米穀販売業者の現状や意見を十分に踏まえたうえで実施していただきたい。</p>
14	全国米穀工業協同組合	<p>表示等の法律制定や見直しに当たっては、関係省庁がそれぞれ所管の制度をばらばらに施行することにならないように、連絡を取りながら同時に対応するように願います。関連する制度について、実施の現状を正確に把握するとともに関係者の意見を聞き慎重に検討願います。農産物検査法、米トレーサビリティ法、JAS品質表示基準等のあり方を別々に議論し、仕組みの創設や見直しを行うと米の流通段階では非常に混乱します。米の表示に関しては、農産物検査制度や米の生産・流通状況、とう精の技術面などを総体的に慎重に検討することが必要だと思えます。</p>		<p>米の表示に関し、産地情報をこれ以上細かく規定することは、実行上困難であり、反対します。それよりも、今後、国内産米の生産・流通の合理化を進め、国際価格に負けない価格を指向しなければならない状況が有ります。生産の集約大型化、行政区域を越えた流通合理化などを考えると、銘柄が多すぎるとも考えられます。生産・流通面の改善策を検討することが必要だと思います。従って、産地情報についても必要以上に詳細な内容を求めると、むしろ消費者にコスト負担をかけることになりま</p>

産地・品種・産年表示等に関する関係者意見一覧

NO.	団体名	農産物検査法によらない品種・産年表示の証明方法について	未検査米を含めた品種・産年表示の義務化について	複数原料米の都道府県等産地表示の義務化について
15	全国農業協同組合連合会	<p><平成22年11月および平成23年4月に提出した意見書をベースとした意見></p> <p>○米の商品特性として、外見だけで産地や品種、産年の違いを流通業者や消費者自身が判別することは不可能である。</p> <p>長期在庫が可能で、現物確認が難しいため、米の商取引では検査証明(産地、品種、産年、等級)を担保とする信用取引となっており、川上段階での農産物検査による証明が、消費者利益および流通全体の秩序を守る役割を果たしている。</p> <p>もし、この仕組みに代わるものがなければ、これまで、問題となってきた産地や品種の偽装、屑米等の混入などを助長しかねなく、結果として消費者利益を害することになる。</p> <p>農産物検査は、一般的に1俵(60kg)あたり50円程度で受検可能であり、5kg精米1袋あたりに換算して5円程度であり、この費用は生産者が負担し、法律にもとづき民間で運営され、資格を有した検査員による客観的証明、消費者への安心の提供が実現できている。</p> <p>そのため、今後も農産物検査にもとづく証明によって品種、産年を表示すべきである。</p>	<p><平成22年11月および平成23年4月に提出した意見書をベースとした意見></p> <p>○未検査米での品種・産年表示については、現実的に虚偽を見抜く合理的な仕組みの構築が難しく、農産物検査による客観的証明がない中では不適正流通を取締る仕組みが担保されず、農産物検査にもとづかない表示の義務化は適切ではない。</p> <p>○現在の多様化する米消費の状況に対して、玄米や精米の業者間取引、コンビニ等でのおにぎり販売、或いは外食レストランでの米飯の提供の際の表示については、「玄米及び精米品質表示基準」によらず、「生鮮食品品質表示基準」および「加工食品品質表示基準」にもとづき表示が行われており、未検査米でも品種等の表示が可能となっており、品質基準間での矛盾が生じている。</p> <p>消費者に対する食品表示の信頼性向上と公正かつ適正な流通を確保するためにも、一般消費者への販売を行う場合は、第三者による客観的証明となる農産物検査にもとづき表示、情報伝達がなされるべきである。</p>	<p><平成22年11月および平成23年4月に提出した意見書をベースとした意見></p> <p>○複数原料米の産地表示については、あらかじめ、商品企画によって産地毎の使用割合が決まっているものであれば問題ないが、実態として仕入状況により原料玄米が都度変わることや、工場内で発生する余剰米あるいは端量米を使用して製造する状況もあることから、事前に包材を準備することは難しい実態にある。</p> <p>また、生産工程管理上、どの米をどれだけ使用したか管理できたとしても、現在の包装機にはそれを印字できる機能がない(通常の包装機は産年と精米年月日のみ印字が可能)。</p> <p>そのため、複数原料米の産地表示を義務付けることは困難である。</p>

産地・品種・産年表示等に関する関係者意見一覧

NO.	団体名	農産物検査法によらない品種・産年表示の証明方法について	未検査米を含めた品種・産年表示の義務化について	複数原料米の都道府県等産地表示の義務化について
16	主婦連合会	<p>○JAS法「玄米及び精米品質表示基準」によれば、国産精米は、農産物検査法による証明米でなければ「産地」「品種」「産年」のいわゆる3点セットの表示ができないとされています。しかしながら、JAS法の表示に農産物検査法による証明を必要とすることは、次の理由により妥当とはいえ、米表示の透明性確保の観点から見直しが必要と考えます。</p> <p>(1) 農産物検査により証明された「玄米」は、精米すると検査が失効し、農産物検査法に基づく表示はできません。3点セット表示が失効した証明を根拠にすることは不相当と考えます。</p> <p>(2) 農産物検査では「一等」～「三等」「規格外」の4等級に格付けされます。しかし3点表示では、規格外米か一等米かにかかわらずまったく同じ表示がなされ、消費者には原料米に関する情報が届かず不透明です。</p> <p>(3) 現行農産物検査は目視検査のため「産地」「品種」「産年」の識別が検査員には不可能であるにもかかわらず、生産者の申告どおりに記載を認めるだけであり、表示の根拠として弱いこと。</p> <p>(4) 農産物検査法については、その不必要に厳しすぎる「着色粒規格」が過剰な農薬散布を助長しているとして、秋田・岩手両県議会を初めとする複数の市町村議会、消費者団体等が規格規程の見直しを求めています。また、「米の検査規格の見直しを求める会」が実施した消費者・生産者アンケート、および政党アンケートからも同法の見直しを求める声が強く出されています。</p> <p>○複数原料米については表示制度の信頼性を担保できない以下の重大な問題があります。</p> <p>1) 原料米の確認が困難です。 「複数原料米・国内産・10割」との簡略表示が許されていることにより、国内産であれば古米、古古米、ふるい下米、餌米、加工用米、米粉用米を混入しても無表示で良く、違法にならないのは不合理です。</p> <p>2) 割合表示が正しいかを確認する方法が現行制度にはありません。</p> <p>○放射能問題に鑑み、都道府県等産地だけでなく、地域の産地名の記載が必要である。</p>		
17	全国地域婦人団体連絡協議会	-----	<p>産地、品種、産年の情報は、消費者が商品を選択する際の判断材料となるものであり、全ての商品に可能な限り表示すべきと考える。検査米と未検査米の表記も希望する。</p>	<p>複数原料米については、上位の産地表示を希望する。</p>
18	(財)日本穀物検定協会	<p>農産物検査法に基づく証明と同等となり得る公的機関等による証明をうけた場合に限り認めていくべきであると考えます。</p> <p>因みに、品種については、DNA鑑定による科学的な証明が可能であり、一定の公的な証明ルールの下で行われたものは表示の根拠とすることができると考えます。</p> <p>産地や産年についても、現在、科学的な判別技術の開発がかなり進んでおり、今後、それを根拠として表示を認めることについて、早急に検討していくべきであると考えます。</p>		-----